

○宇佐市税条例施行規則（抄）

平成17年3月31日規則第39号

（入湯税の課税免除）

**第6条** 条例第142条第4号に規定する市長が特に必要があると認める者は、次の各号の定めるところによる。

（1）日帰客のうち市内に居住する者

（2）市内に居住する年齢70歳以上の者

（3）市内に居住する身体障害者等で、次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号）別紙療育手帳制度要綱第5の2の規定により療育手帳の交付を受けている者